

「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」の成立に寄せて

第198回国会に提出され審議されていた「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」案（以下「本改正案」という）が、令和元年6月6日、衆議院本会議において全会一致で可決されました。

司法書士は、不動産・法人登記、簡易裁判所における訴訟代理をはじめとする裁判手続、供託の専門家としての活動にとどまらず、近時、認知症高齢者や障害者の権利の擁護者である成年後見人等として、また、空き家や所有者不明土地問題解決の担い手となっていることなどのほか、様々な分野で国民の権利の擁護に務めてきました。それらの実績が評価されたことから法律事務の専門家としての使命を明確にするため、本改正案が内閣により国会へ提出されていたところです。本改正法の施行は、公布の日から1年6か月を超えない範囲内において政令で定める日となっています。

空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士の積極的な活用を図ること、国民の権利擁護の観点から司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定の整備について対応を検討することなどの附帯決議もなされました。

本改正法によって、司法書士の使命は、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することとされました。

当会は、所属会員が改正法による使命を十全に果たし、国民の信頼と負託に応えることができるよう使命規定に基づいた多種多様な活動を行って参ります。

2019年（令和元年）6月6日
大阪司法書士会 会長 香山 恭慶